

* 都市局[受取]	決裁欄	部長	* 処理欄	* 建設局[返却確認]
		係長		
		係員		

**景観計画区域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限チェックリスト
(2-3-2 旧居留地都市景観形成地域)**

* 景観計画区域においては、景観法に基づく景観計画に定められた屋外広告物の表示等に関する制限が神戸市屋外広告物条例に基づく許可基準になりますので、事前に都市局景観政策課にご相談ください。
 * 屋外広告物の許可申請にあたっては、このチェックリストに必要事項を記入の上、申請書に添付してください。
 * チェック欄には、適合する場合「○」、不適合の場合「×」、該当しない場合「-」を記入してください。

記入者	所属・氏名			
	連絡先	TEL	E-Mail	
	※内容の確認等、お問い合わせをさせていただく場合があります。			

◆ 2-3-2 旧居留地都市景観形成地域の基準

景観形成基準		チェック	計画内容						
すべての広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。 ○表示内容は簡素化する。							
	配置・位置	○窓、その他の開口部には、原則として掲出しない。							
	種別	○自家用広告物のみとする。							
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。							
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。							
地上広告物	地上からの高さ	○5m以下とする。							
	配置・位置	○道路の上及び壁面の位置の制限による道路境界線からの後退部分には掲出しない。							
屋上広告物		○掲出しない。							
壁面広告物	表示面積	○表示面積の合計は、日よけテント等を利用するものも含め、次表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>掲出する壁面</th> <th>表示面積の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路1に面する壁面</td> <td>建築物の高さ31m以下の部分の壁面の面積の10分の1以下</td> </tr> <tr> <td>道路2に面する壁面</td> <td>建築物の高さ20m以下の部分の壁面の面積の10分の1以下</td> </tr> </tbody> </table>	掲出する壁面	表示面積の合計	道路1に面する壁面	建築物の高さ31m以下の部分の壁面の面積の10分の1以下	道路2に面する壁面	建築物の高さ20m以下の部分の壁面の面積の10分の1以下	
	掲出する壁面	表示面積の合計							
道路1に面する壁面	建築物の高さ31m以下の部分の壁面の面積の10分の1以下								
道路2に面する壁面	建築物の高さ20m以下の部分の壁面の面積の10分の1以下								
3階以上の掲出	○建築物の3階の床面高さ以上の部分に掲出する場合は、以下のとおりとする。 (1) 1道路につき1個以下とする。 (2) 建物名、店舗・事業所名、社章のみの表示とする。 (3) 箱文字、切り文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。ただし、店舗等の商業用途の部分は除く。								
突出広告物		○掲出しない。							
幕		○1個あたりの表示面積（両面に表示する場合はその合計）は5㎡以下とする。							

夜間景観形成基準			フィク	計画内容
すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。	
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	

◆ 2-2-4 ビーナステラス眺望景観形成地域（区域②・区域a）の基準

※旧居留地都市景観形成地域全域において適用されます。

※旧居留地都市景観形成地域の基準と重複する基準は省略しています。

夜間景観形成基準			フィク	計画内容
すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。	
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。	

◆ 2-1 景観計画区域全域の基準

※1個あたりの表示部分の面積が7㎡を超えるもので、かつ、1敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるものに適用されます。

※旧居留地都市景観形成地域又はビーナステラス眺望景観形成地域の基準と重複する基準は省略しています。

景観形成基準		フィク	計画内容
すべての 広告物	基本 事項	○形状や色彩等の意匠に配慮し、秩序ある景観形成を図る。	